

営業所、車庫、休憩睡眠施設に係る書類作成要領

.申請書類作成部数 4部(1部を「正本」とし、他の3部はその)写

.注意事項

1.営業所

新しく開設する場合は、机・椅子・電話等を設置し、面積は10m²以上必要。但し、営業所のみを同一市町村内に変更する場合は、別の様式による。

2.車両数

複数の営業所を設置する場合、一つの営業所には5両以上、また他方の営業所にも5両以上の車両数を配置し、何れの営業所にも運行管理者及び整備管理者を選任し、運輸支局に届け出なければならない。

3.車庫

営業所に併設出来ない場合は、営業所からの距離が半径5km以内であれば新設出来る。

4.休憩・睡眠施設の位置及び収容能力

営業所又は車庫に併設し、同時睡眠者一人当たり2.5m²以上のスペースを有すること。

5.運行管理者及び整備管理者の確保

(1) 運行管理者の選任 車両数に応じて(被牽引車を除く)必要な運行管理者を確保する。

(2) 整備管理者の選任 被牽引車を含み、5両以上となる場合。

・添付書類

1. 付近の見取図

住宅地図の写で可。但し、車庫又は休憩・睡眠施設が営業所から離れている場合（同一敷地内に無い場合）は、その距離（直線で）を記載すること。

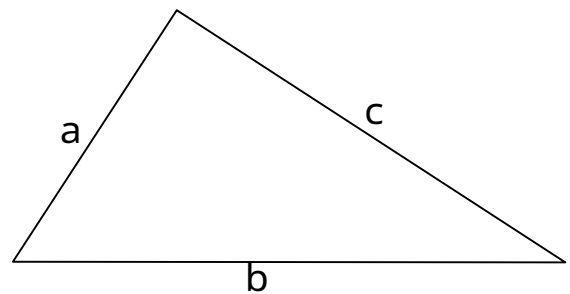
2. 変更（又は新設）する土地及び建物の「平面図」

- (1) 面積を求める求積方法を記入する
- (2) 二つの地番にかかる場合は、地割りを平面図に表示すること。
- (3) 建物等の後ろで車庫として使用できない面積がある場合は、総面積より削除する。

例) ヘロンの公式 (三角形の面積)

$$S = \frac{(a+b+c)}{2}$$

$$\text{面積} = \sqrt{S(S-a)(S-b)(S-c)}$$



3. 宣誓書 (様式1号)

営業所・車庫・休憩睡眠施設等を新設する場合は、建築基準法・農地法・都市計画法等に抵触しない旨の宣誓書。

4. 道路復員証明書

- (1) 車庫の新設及び移転により「出入口」が変わる場合に必要。

- (2) 幅員証明書の手続き

国道 (9号線・54号線)	国土交通省松江国道工事事務所又は浜田工事事務所
その他の国道及び県道	県土木事務所
市町村道	市町村役場

別添「道路の幅員と車両の幅の関係表」を参照。

- (3) 車庫から公道へ出るまでに私道を通る場合は、私道の土地登記簿謄本と通行承諾書が必要。

5. 土地及び建物の登記簿謄本

(1) 土地

登記簿謄本（賃貸契約書があれば不要。）

賃貸契約の場合 契約書の写（但し、申請時より1年以上継続して使用する権原を有すること。従って、2年契約以上が望ましい。）（添付した“見本”を参照のこと）

無償の場合 所有者からの「使用同意書」等。（添付した見本を参考のこと）

土地の地目が農地の場合 「農地転用許可証」の写。

未登記の場合 確認書（様式3号）

(2) 建物

登記簿謄本 賃貸契約書があれば、不要。

賃貸契約の場合 契約書の写（但し、申請時より1年以上継続して使用する権原を有すること。従って、2年契約以上が望ましい。）（添付した“見本”を参照のこと）

無償の場合 所有者からの「使用同意書」等。（添付した見本を参考のこと）

建物を新築する場合 建築確認通知書等

建設予定又は未登記の場合 確認書（様式3号）